

韓国の電源地域支援政策と課題：

忠清南道の石炭火力発電所立地地域を事例に

[チュンチョンナムド]

忠南研究院 LEE Minjoung

2017.5.20 日本地方財政学会日韓セッション

目次

01 発電所立地地域への財政支援

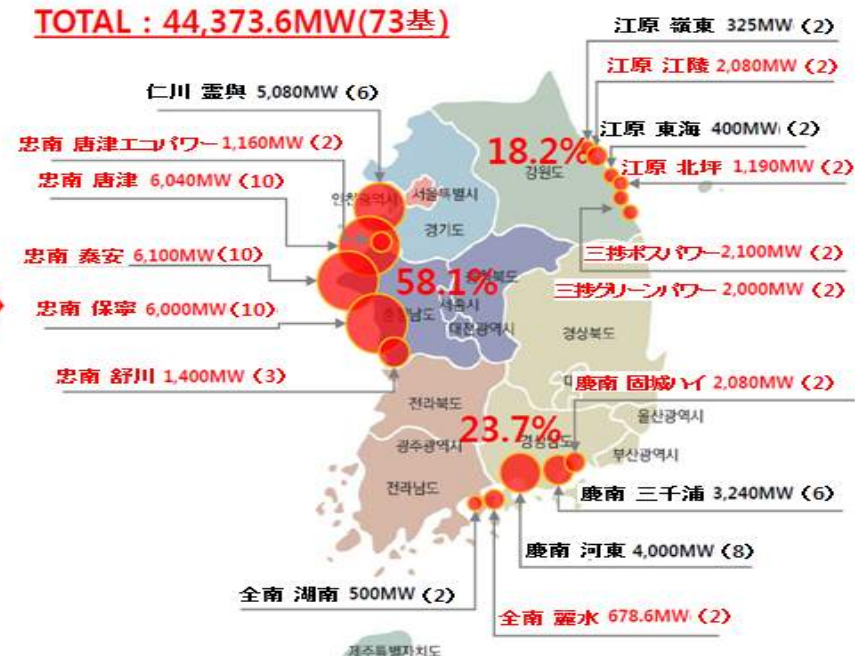
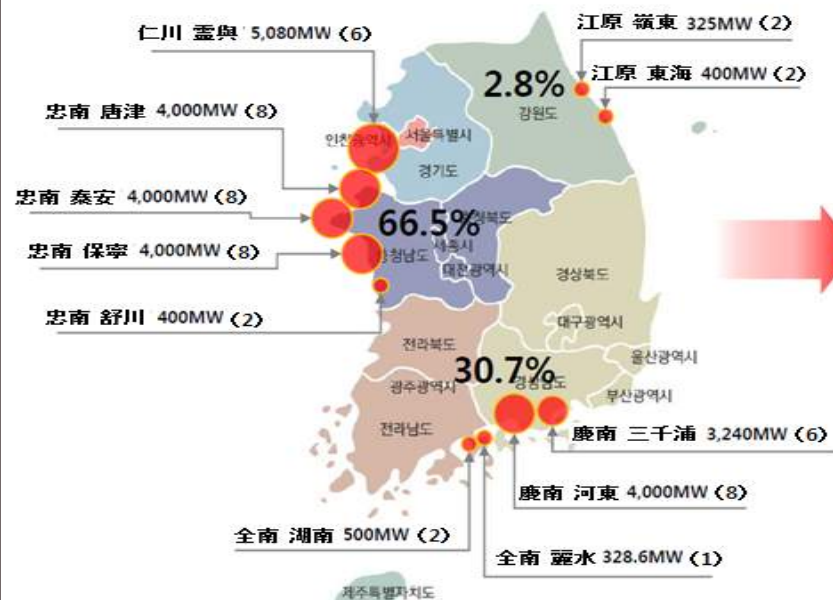
- 1-1 概要
- 1-2 支援事業
- 1-3 問題の所在

02 火力発電所立地市郡の現状分析

- 2-1 立地市郡の現状
- 2-2 住民インタビュー
- 2-3 周辺地域支援事業の分析

03 まとめ

- 1-1 インプリケーション



概要(地域資源施設税 特定資源分)

1. 目的：特定地域の賦存資源を採掘したり、利用する過程で発生する外部効果に対応
地域資源の保護および開発、地域の安全管理事業、環境保護・改善事業
地域均衡開発事業に必要な財源確保、公共施設に必要な財源確保
2. 課税対象や根拠
 - 地下資源、地下水、コンテナ、水力・原子力・火力発電（大統領令）
 - 原因者負担金、‘周辺地域’の環境復旧財源の確保
3. 納税義務者
 - 該当資源、施設利用に対して課税（火力発電：火力を利用して発電する者）
4. 火力発電の課税標準・税率・税率調整
 - 発電量 1 kWh当たり **0.3ウォン（基本税率）**
5. 特徴
 - ① 地方税目のうち、唯一な**目的税**（ただし、税収が少なくて一般財源に統合運用）
 - ② 自治体の**課税自主権確保**にもっとも適する税目
(賦課徴収方法、課税地域などは地方条例で規定可能)

概要(発電所周辺地域支援制度)

1-2

1. 目的: ① 支援事業の効率的推進および電力事業への国民理解増進を通じた電源開発の促進
② 発電所の円滑な運営を図り、地域発展に寄与
⇒ 新規発電所の建設、火力発電関連政策への受容性(Acceptance)を高める

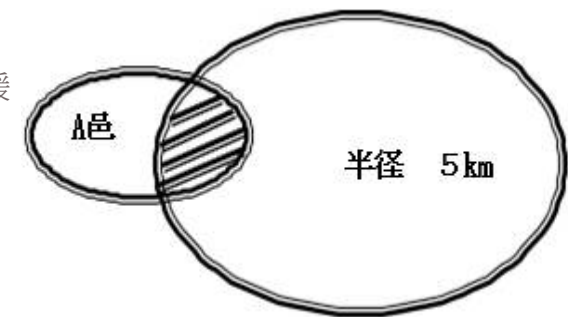
2. 財政的措置

1) 電力産業基盤基金(「電気事業法」)

- ① 電力産業の持続的発展や電力事業基盤造成に必要な財源確保のための基金
- ② 電気事業法 - 再生可能エネルギー事業者、電気安全調査・研究・広報などへの支援
発電所周辺地域に関する法律 - 周辺地域支援事業、大統領令で定める
電力産業に関する重要事業

2) 地域資源施設税(発電所立地市郡)

3) (原子力・水力発電)事業者支援事業費



- ▶ 発電所周辺地域(‘周辺地域’):
1万kW超過の発電所から半径 5km以内地域
の属する邑・面・洞地域

支援事業

1-2

種類		対象	施行主体*	法令根拠
基本 支援 事業	所得増大事業	‘周辺地域’	自治体長	‘発周地法’第10条および 同法施行令第19条
	公共・社会福祉事業			
	住民福祉支援事業			
	企業誘致支援事業			
	育英事業		発電事業者	
	電気料金補助事業			
	その他支援事業			
特別支援事業		‘周辺地域’の 属する自治体 管轄地域	自治体長	‘発周地法’第10条および 同法施行令第22条
その他支援 事業	火力発電所周辺の環境 保全および監視のため の支援事業	‘周辺地域’	自治体長	‘発周地法’第10条および 同法施行令第25条

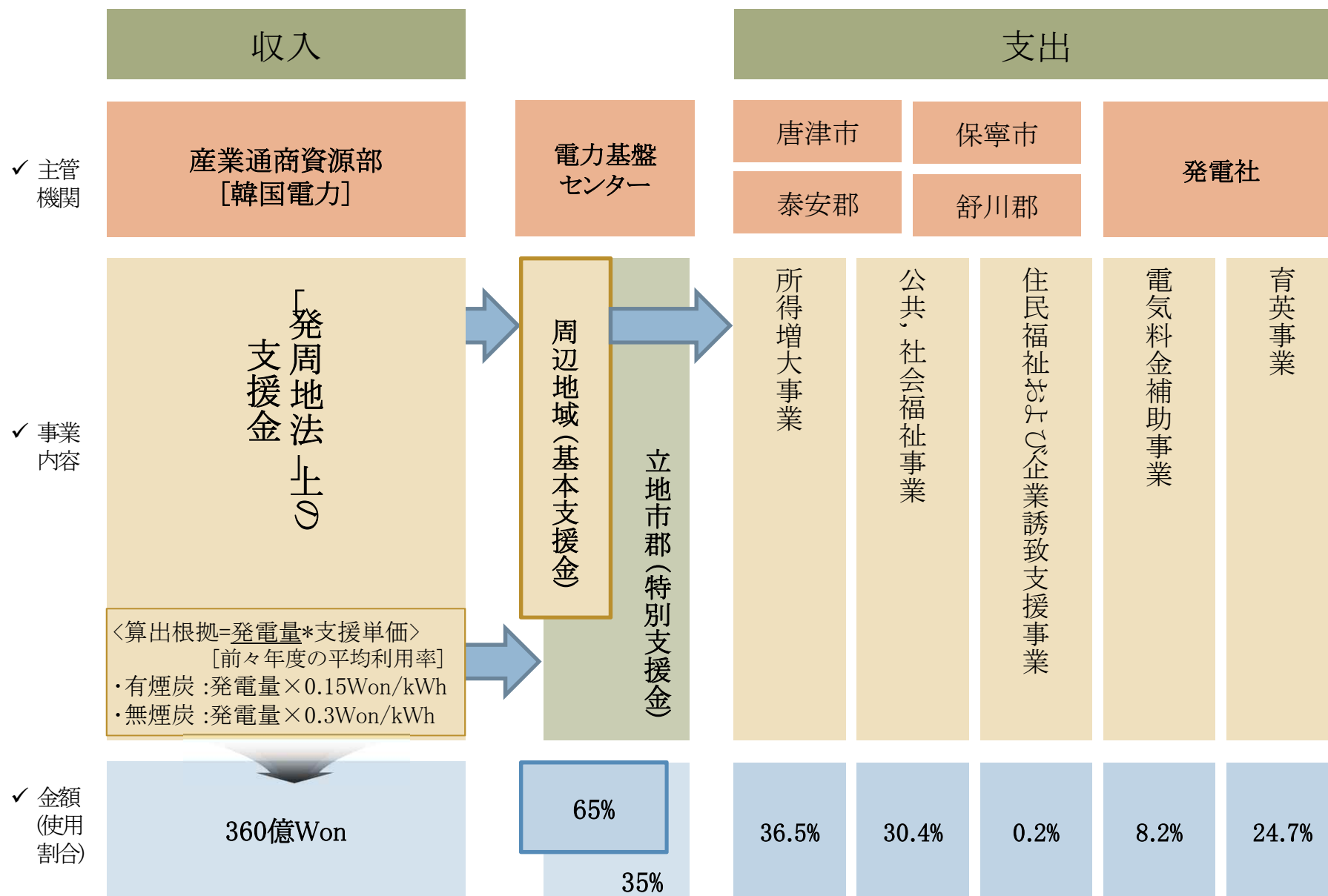
6

* 注：自治体長と発電事業者の協議で決まる事業は、発電事業者が施行できる。

1. 周辺地域に対する支援事業(火力発電)

種類	細部内容	条件
所得増大事業	農林水産業施設、商工業施設および観光産業施設の設置・運営等、地域発展および住民所得増大のための事業	地域住民が共同で利用可能な事業
公共・社会福祉事業	〈公共施設〉 医療施設(医療福祉を含む)、道路施設、港湾施設、上・下水道施設、環境・衛生施設、運動・娯楽施設および電気・通信施設などの設置・運営 〈社会福祉〉 福祉会館建設など、地域住民のための社会福祉関連施設拡充、および支援プログラムの運営	〈公共施設〉 事業施行後、主に、自治体の所有可能な事業 政府および自治体予算で実行可能な事業は止揚 〈社会福祉〉 自治体長が運営規則などを準備可能 建設した施設は自治体所有
住民福祉支援事業	地域住民の生活安定および住居環境改善などのために必要な事業に必要な資金などを支援する事業(融資事業)	〈融資事業〉 該当地域住民 or 住民で構成された法人 管内に所在する国内金融機関と約定締結して 運営可能
企業誘致支援事業	企業の誘致および設立・運営に必要な支援資金など、地域の収益や雇用創出を促進するために施行する事業	融資事業、賃貸事業、補助事業
育英事業	教育機材および、通学・宿食支援、学資金・奨学金支給、教育・文化関連施設の建設など、地域住民への教育を支援する事業	-事業施行者が基本支援事業支援金の 15~30% 範囲で決定 -優先支援対象: 発電所建設による移住者子女、学校長推薦の生活保護対象者子女など -事業費が 1億ウォン以上の地域は一定金額を奨学金として積立可能
電気料金補助事業	韓国電力公社と電力需給契約を結んでいる住宅用電力および産業用電力顧客	-支援限度：基本支援事業費の 20% 以内
その他の支援事業	発電所周辺地域の目的に合う住民交流などに必要な事業	地域文化振興事業、地域広報など

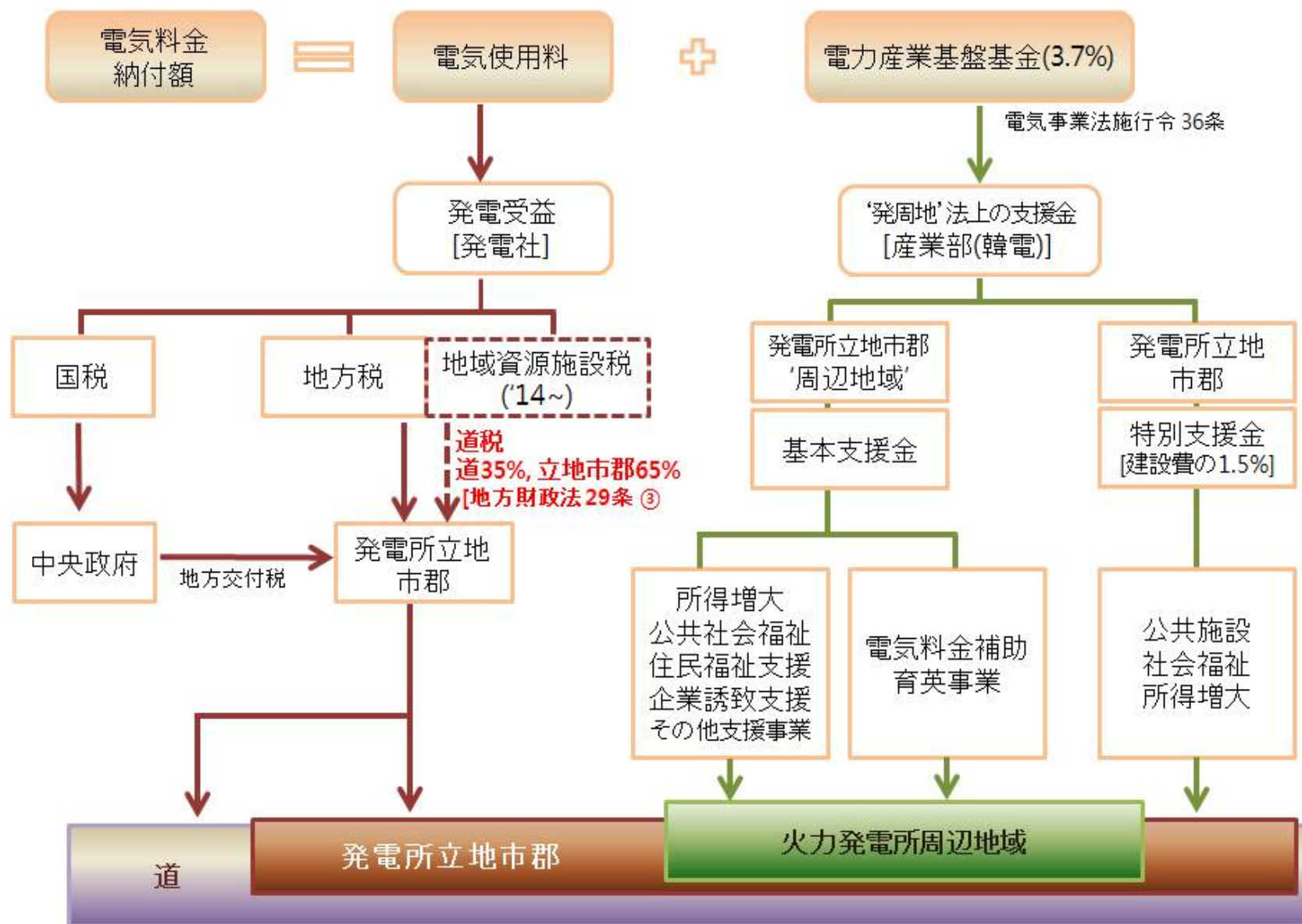
支援金の流れ(2013年度)



支援事業推進プロセス

段階	主要業務	時期
予算樹立	細部事業別に翌年度の年間事業費を算定 － 前々年度の発電量基準で支援金規模を算定	4～5月
事業計画樹立指針	地域審議委員会にて議決 (産業部 審議委員会 → 専担機関 → 事業施行者)	8月
事業計画樹立提出	施行者別で事業計画樹立後、提出 － 住民意見収斂および地域審議議員会の審議 － 地域宿願事業などを反映 (事業施行者 → 発電所 → 専担機関)	10月
事業計画審議および 結果通報	地域審委員会にて議決 － 事業計画の検討/ 施行者別に支援金配分 － 確定事業の通報および後続措置の案内	12月
支援金申請/ 交付	四半期ごとに開始前に施行者別で資金申請 四半期開始後、10日以内に交付	四半期ごと
執行実績管理および 進み具合の点検	四半期終了後、20日以内に施行結果を提出 (事業施行者 → 電力基盤センター)	四半期ごと
事業結果提出および 決算	委託精算会計法人に決算依頼 施行者の提出資料検討および決算報告書提出 地域審議委員会にて議決	1～4月

発電所立地地域支援の仕組み



問題の所在

1-3

事業選定時の
優先順位

- 1) 電源設備建設立地の確保と連携した事業
- 2) 発電所建設に関する移住者および生活基盤の喪失が認められる地域住民への支援事業
- 3) 所得増大および雇用増進効果が期待される事業
- 4) 発電所周辺地域住民の陳情・宿願事業
- 5) 人材育成事業

問題の所在

- 1) 実際事業選定基準の曖昧さ
- 2) 迫られる事業計画の樹立期間
- 3) 認識のギャップ: 補助金 vs. 補償金
- 4) 多様な葛藤構造:
 - ① 自治体↔住民
 - ② 発電社↔住民
 - ③ 政府↔住民
 - ④ 住民↔住民
(周辺地域内↔外)

火力発電所立地市郡の 現状分析



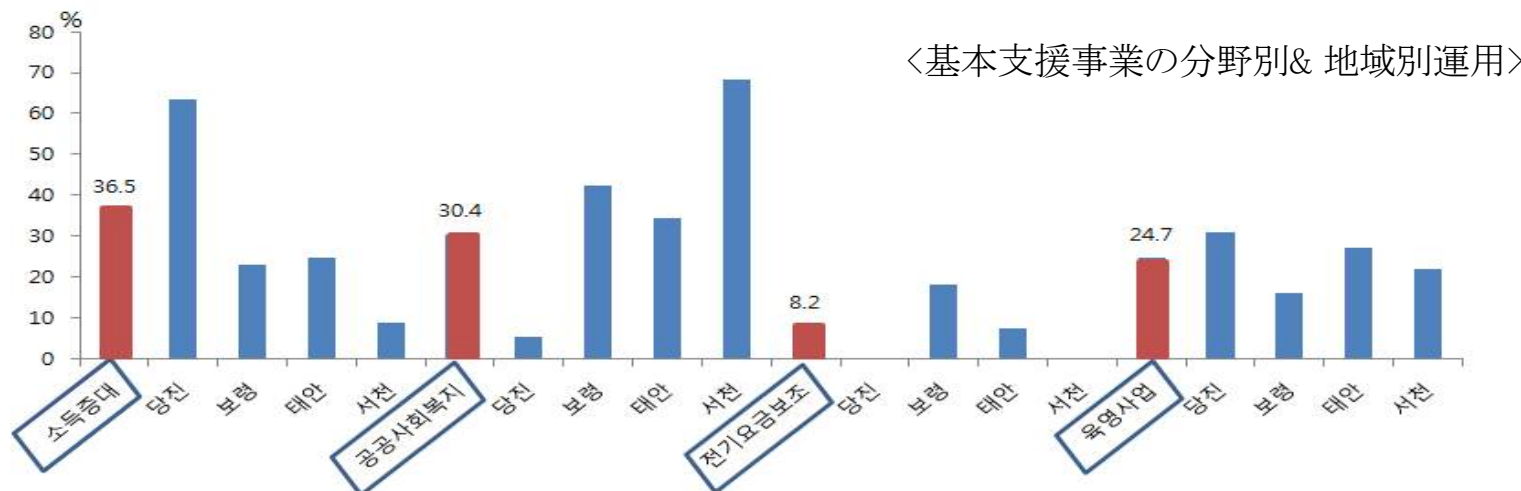
立地市郡の現状

	唐津(タンジン)市	保寧(ボリョン)市	泰安(テアン)郡	舒川(ソチョン)郡
最初稼動	‘99.6	‘84.9	‘95.6	‘83.11
稼動基数・ 発電容量 (MW)	8基・4000MW (9,10建設中)	8基・4000MW (新保寧1,2 建設中)	8基・4000MW (9,10建設中)	2基・400MW (‘16.7 新舒川1号機着 工)
年間支援金額 (基本支援金のみ) ※‘11～‘13平均	120億ウォン (62億ウォン)	76億ウォン (47億ウォン)	72億ウォン (56億ウォン)	7億ウォン
立地市郡の人口 ※‘15年度基準	165,423人	104,297人	63,520人	56,415人
(‘周辺地域’) ※‘15年末基準	(8,194人)	(16,643人)	(7,389人)	(4,920人)
高齢化率 ※‘15年末基準	15.7%	20.8%	24.4%	28.9%
‘15年度予算 (財政自立度)	6,4648億ウォン (33.7%)	5,285億ウォン (24.0%)	3,877億ウォン (26.2%)	3,906億ウォン (16.8%)

住民インタビュー

1. 舒川郡 S面 (面長・里長団)
 - 満足度の高い事業：農路開設、排水路設置などの開発事業
 - 満足度の低い事業：稚魚放流などの所得増大事業（理由：一般的支援事業と差が無い）
2. 保寧市 J面(面長・里長団)
 - “支援事業に対する不満の声が多く、むしろ現金を直接配ってほしい”
3. 唐津市 K里(里長)
 - 住民健康への支援を最優先で希望。電気代・水道代などの直接補助事業を希望
 - 観光被害、送電線被害、温排水被害などへの補償はいまだに考慮されていない
 - ‘地域審議委員会’の事業決定方法が不透明
4. 泰案郡 I面(里長団)
 - ‘支援金=補償金’なのに、干渉・規制したがるのが理解できない
 - ‘地域’という特性を考え、融通の利く規制が必要(ex. 価格入札契約業者のケース)
 - ‘地域審議委員会’の事業決定過程が不透明
 - 実体(物)があるところのみ支援金が出るため、事業提案が難しい。
 - 高い高齢化率を考え、福祉関係の事業を希望

周辺地域支援事業の分析



1. もっとも活発に運用される分野は、所得増大事業。
⇒ 農水産業施設(農機械購入、土地購入、水産種
苗放流など)がもっとも高い利用実績
 2. もっとも運用されていない分野は、住民福祉支援/
企業誘致支援 (0.2%).
 3. 公共社会福祉分野では主に道路施設、上下水道施
設、福祉会館建設などの利用が多い。
 4. 住民への直接支援として満足度の高い、電気料金
補助や健康診断補助は、実施する地域が少ない。
- 15 ⇒ 健康診断は保寧市が 2013年に唯一に実施

- 1) 支援事業の低い効果や満足度
⇒ 短期的・消耗的事業, 分け合い的
運用
- 2) 支援事業の長期プランが不在
- 3) 特定事業に集中支援
- 4) 不明な支出目的、地域公共機関のため
の支援金使用
- 5) 評価・フィードバックシステムの不在
- 6) 住民直接支援事業の実施率は低い
- 7) 住民意見修練プロセスが不透明、
形式的な委員会運営

まとめ

インプリケーション

▶ 産業通商資源部、電力基盤センターに制度改善を提言

1. 地域審議議員会の透明性確保

- 事業計画樹立段階で住民意見の反映プロセスを強化
- ‘住民参加予算制’の形態および住民教育システムを考慮
- 地域審議委員会の委員構成の多様化

2. 事業配分の公平性を考慮

- 企業誘致支援/ 住民福祉支援事業の活用を高める法案
- バウチャー制度

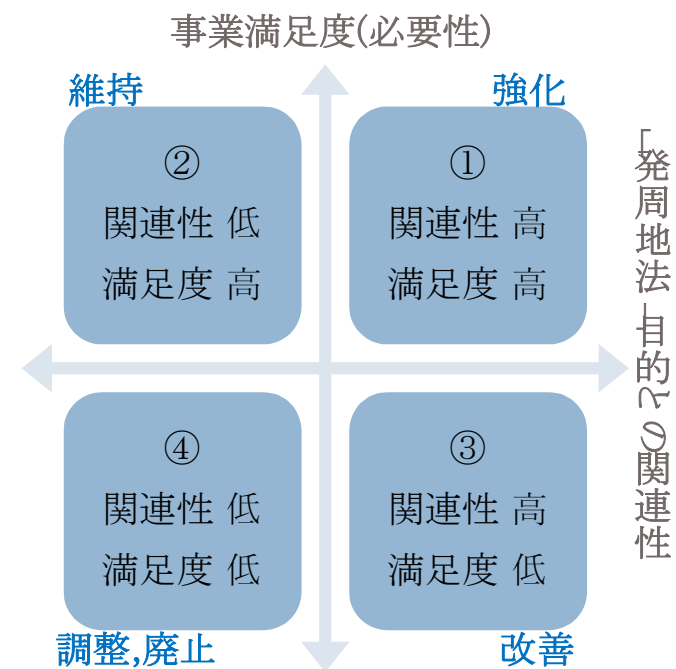
3. 地域特性(Ex.高い高齢化率)を考慮した支援

▶ 地域資源施設税の 弾力税率 , 税率引上げの推進

0.3won/kWh→1won/kWh(1フェーズ)→2won/kWh (2フェーズ)

[原子力レベル]

[水力レベル]



※ ‘周辺地域’住民の満足度

① 育英事業, 電気料補助事業

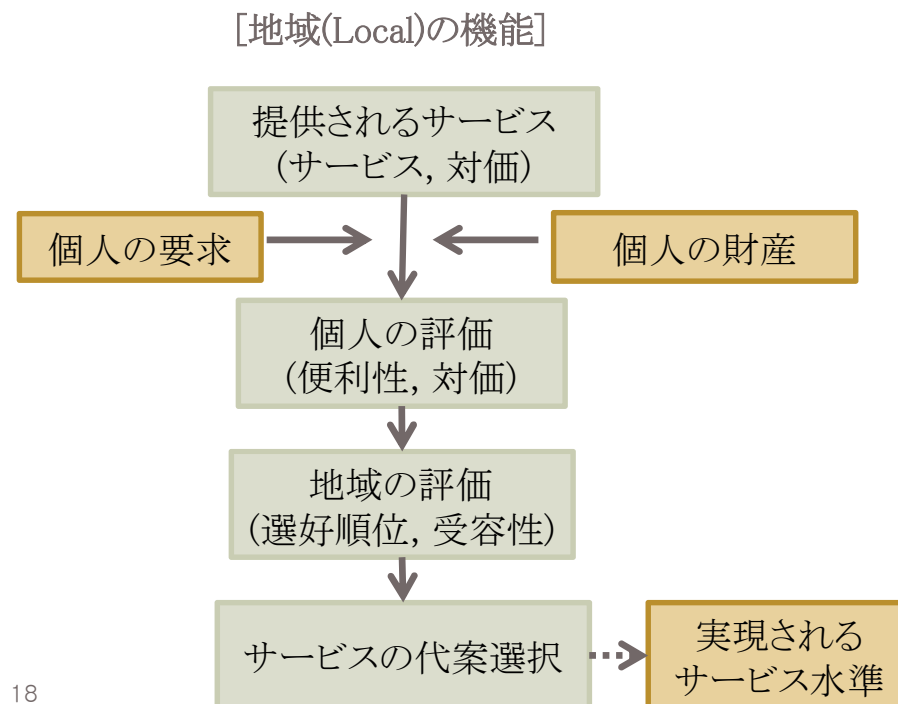
② 公共施設, 社会福祉

③ 所得増大, 企業誘致支援(融資)

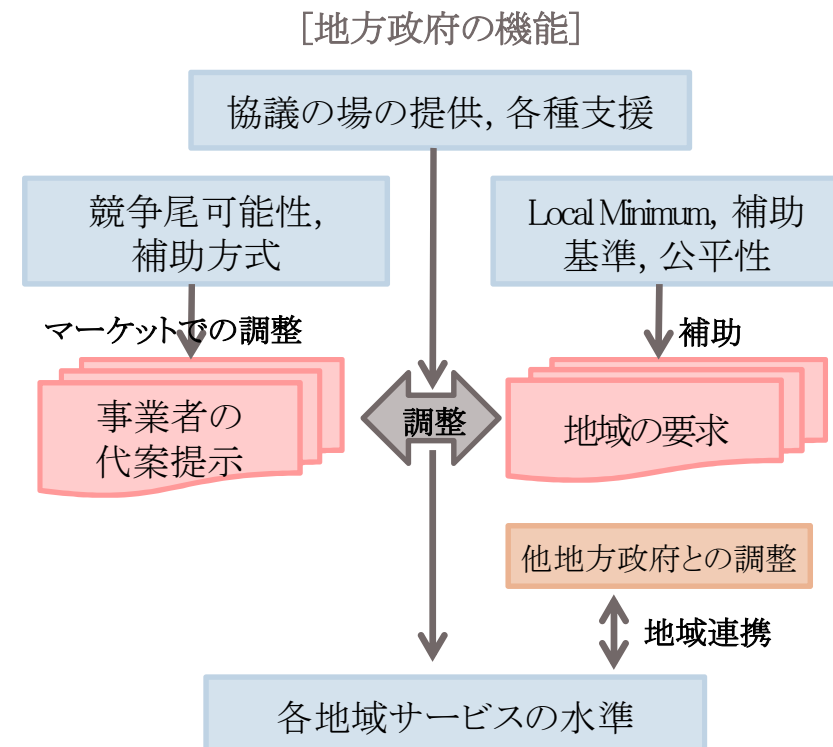
④ 住民福祉支援(融資)

インプリケーション

- ▶ 発電所立地市郡の支援金使用に対する**地域主導の優先順位**に関する悩み
 - 地域の社会的費用, 法理的福利
 - ‘周辺地域’や‘周辺外地域’との葛藤



- ▶ 火力発電所立地地域の **Local Minimum**に関する悩み
 - より厳しい基準が求められる
 - 地方政府は一貫した支援金政策 (National Minimum) を地域ごとの政策 (LM) に変換



감사합니다